

長野大学知的財産ポリシー

公立大学法人長野大学（以下「本法人」という。）は、「長野大学産学官連携ポリシー」に基づいて、地域に根ざした産学官連携活動を通して、長野大学（以下、「本学」という。）の人的資源や知の活用に積極的に取り組み、地域社会の発展に貢献することを謳っています。これに従い、本学の産学官連携活動により生み出される知的財産を、広く社会で活用するために、次の行動指針を制定し、実行します。

（対象とする知的財産）

1. 本ポリシーの対象とする知的財産は、次のとおりとします。
 - （1）特許法の対象となる発明
 - （2）実用新案法の対象となる考案
 - （3）意匠法の対象となる意匠
 - （4）種苗法の対象となる品種
 - （5）著作権法の対象となるプログラムおよびデータベース
 - （6）商標法の対象となる商標

（対象者）

2. 本ポリシーは、法人に常時勤務する教職員および法人と発明等の取り扱いについて契約を交わす者に適用します。

（知的財産の創造）

3. 本学は、地域社会の発展に寄与するため、社会に貢献できる知的財産の創造に努めます。

（知的財産の帰属）

4. 本学教職員等によって職務上生み出された知的財産は、原則として本学に帰属するものとします。

（知的財産の保護）

5. 本法人は、職務上生み出された知的財産を適切に評価・承継し権利化を図るとともに、適正に管理し、その権利を保護します。

（知的財産の活用）

6. 本法人は、権利化された知的財産が社会で有効に活用されるように、知的財産の適切な公開や積極的な技術移転を図ります。

（守秘義務）

7. 本学と法人の教職員等は、機密の保持、知的財産の流出防止に努めるものとし、本学はそのために必要な措置を講じます。

（啓発活動）

8. 法人は、知的財産の創出や適切な管理・活用を図るため、教職員等に対する知的財産に関する教育啓発活動を推進します。

（施行日：令和3年4月1日）